

滋 医 福 第 1 5 5 1 号
令和 4 年（2022 年）7 月 6 日

介護保険事業所 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長

介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出について

平素は、介護保険行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年 10 月以降について令和 4 年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を 3%程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたところです。

この度、別添のとおり「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 4 年 6 月 21 日老発 0621 第 1 号厚生労働省老健局長通知）〔介護保険最新情報 vol.1082 号〕等が示されましたのでお知らせします。

つきましては、令和 4 年 10 月のサービス提供分からベースアップ等加算を取得しようとする場合は、下記により

令和 4 年 8 月 31 日（水）までに介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書を提出してください。

なお、新たに標記加算を算定するには、介護給付費算定に係る体制届の提出もあわせて必要ですので、ご留意ください。

記

1 様式等掲載先

様式、提出先等は滋賀県のホームページに掲載しています。ダウンロードして使用してください。

滋賀県 > 県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護サービス事業者の指定・指導 > 1.最新情報 > 介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書の提出について

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/326110.html>

<掲載内容>

- ・介護保険最新情報 vol.1082 号（令和 4 年 6 月 21 日）事務処理手順及び様式例
- ・記入要領
- ・別紙様式 2（処遇改善計画書）
- ・記入例：（処遇改善計画書）（令和 4 年 10 月分）
- ・介護保険最新情報 vol.1066 号（令和 4 年 4 月 14 日）算定基準一部改正告示
- ・介護保険最新情報 vol.1084 号（令和 4 年 6 月 23 日）同実施上の留意事項一部改正 他

2 提出方法・提出先

別紙参照のこと。下記（1）介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書および（2）介護給付費算定に係る体制届の両方の提出が必要です。

（1）介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画書

- ・計画書の作成にあたっては、「記入要領」および「記入例」を参考にしてください。

- ・ 令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定される場合に提出が必要な様式は、「別紙様式2（処遇改善計画書）（令和4年10月分）」のうち、様式2-1および様式2-4です。（様式2-2、様式2-3、基本情報入力シートは提出不要です。）
- ・ ただし、介護職員等ベースアップ等支援加算とあわせて、介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算を同時に新たに取られる場合は、様式2-2、様式2-3の提出も必要です。

(2) 介護給付費算定に係る体制届

- ・ 計画書とは別に、介護職員等ベースアップ等支援加算に係る体制届（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）、介護給付費算定届連絡先（共通様式））もあわせて提出してください。
- ・ 算定届に係る様式は、下記に掲載しています。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/300770.html>

3 提出期限

令和4年8月31日（水）必着

※ 上記期限までに計画書の提出のない場合、令和4年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算は算定できません。

※ 11月以降の算定を希望する場合は、算定希望月の前々月の末日までに計画書等を提出してください。

4 留意事項

- (1) 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定には、次の要件が必要です。（算定基準参照）
 - ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。（計画書別紙様式2-1の1(4)⑤が66.7%以上かつ、(5)ハ「賃金行う給与の種類」の上段「ベースアップ等」項目の基本給、決まって毎月支払われる手当（新設）・（既存）のいずれかにチェックがあることが必ず必要であり、下段「その他」項目（賞与、毎月支給ではない手当、その他（一時金等））のみは不可。）
 - ② 賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の処遇改善の計画を記載した介護職員等ベースアップ支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（又は市町村長）に届け出ていること。
 - ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
 - ④ 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（又は市町村長）に報告すること。
 - ⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
 - ⑥ 介護職員等ベースアップ等支援加算に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- (2) 計画書には、介護サービスと介護予防サービスを区分して記載する必要があることに特に留意願います。（別添【重要参考情報】介護保険最新情報 vol.1048（介護職員処遇改善支援補助金に関する Q&A（Vol.3）（令和4年3月23日）問4と同じ取扱）

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護施設指導係 竹元
TEL：077-528-3523